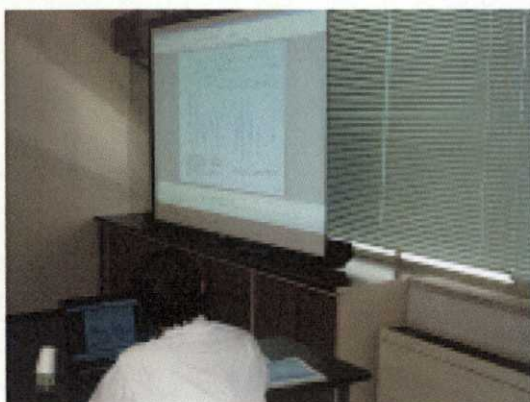
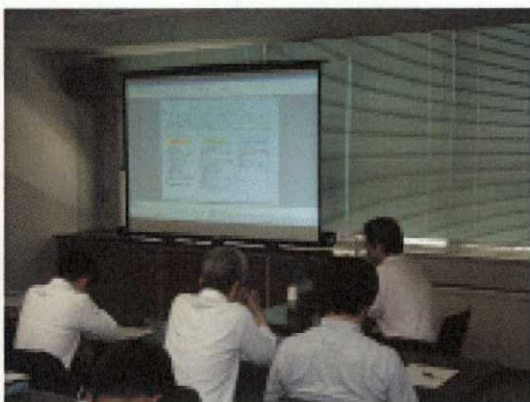


愛媛県庁で開催された平成24年度労政事務担当者研修会において、労働相談を担当する職員に対し「職場におけるいじめ・嫌がらせ、パワーハラスメントの問題」に関する説明を行いました



(愛媛県庁での説明)

5月28日(月)に愛媛県庁で開催された平成24年度労政事務担当者研修会において労働相談を担当する職員を対象に「職場におけるいじめ・嫌がらせ、パワーハラスメントの問題」に関する説明を行いました。

厚生労働省が今年3月に「職場のいじめ・嫌がらせに関する円卓会議ワーキンググループ」で取りまとめた報告書を中心に「職場のいじめ・嫌がらせ、パワーハラスメント」に関する相談状況、法的な整理、判例、現在の解決方法、予防対策の重要性について説明を行いました。

相談状況では近年、全国的にこれらの相談が増加傾向にあること、法的な整理と判例では民法や労働契約法に規定される不法行為、債務不履行(安全配慮義務)の問題やこれらの問題があった場合の会社や加害者の責任やデメリットについて説明を行いました。

現在の解決方法では、労働局で行っている個別労使紛争解決援助制度等の説明を行いました。予防対策の重要性については、特に労使双方の共通認識や研修の必要性、相談体制の整備について説明を行いました。

愛媛労働局では、今後も「職場におけるいじめ・嫌がらせ、パワーハラスメント」の予防の重要性について、県内の事業場に対し周知・啓発を行ってまいります。